

公害測定データについて(判定基準:大阪府条例及び枚方市条例・摂津市条例に基づく)

## ・大気測定

	本社工場			枚方工場		
	15(H27)年度	16(H28)年度	17(H29)年度	15(H27)年度	16(H28)年度	17(H29)年度
排出量 判定基準: 1万Nm <sup>3</sup> /h以下	5520	5510	4340	5270	5560	4840
ばいじん濃度 判定基準: 0.20g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.0055	0.0049	0.0082	0.0038	0.0048	0.0035
いおう(Sox)濃度 判定基準: 0.09~0.29Nm <sup>3</sup> /h以下	0.0026	0.0041	0.0043	0.0069	0.0055	0.0049
窒素(Nox) 判定基準: 180PPm以下	33.50	91.00	114.00	159.00	122.00	113.00

## ・水質測定

	本社工場			枚方工場		
	15(H27)年度	16(H28)年度	17(H29)年度	15(H27)年度	16(H28)年度	17(H29)年度
PH(水素イオン濃度) 判定基準: 5.8~8.6PHの範囲	7.0	7.0	7.1	7.6	7.6	7.3
SS(浮遊物質) 判定基準: 120mg/L以下	26.6	17.2	24.4	3.7	4.4	6.4
COD(化学的酸素要求量) 判定基準: 60~80mg/L以下	37.3	33.7	38.4	5.0	3.2	1.0
BOD(生物学的酸素要求量) 判定基準: 60~80mg/L以下	13.9	34.6	37.0	4.1	4.1	3.5

## ・騒音測定(本社/枚方工場:工業専用地域)

	本社工場			枚方工場		
	15(H27)年度	16(H28)年度	17(H29)年度	15(H27)年度	16(H28)年度	17(H29)年度
朝(6:00~8:00) 判定基準: 65dB以下	64	64	66	54	56	54
昼(8:00~18:00) 判定基準: 70dB以下	67	68	68	72	71	67
夕(18:00~21:00) 判定基準: 65dB以下	65	62	65	53	60	65
夜(21:00~6:00) 判定基準: 60dB以下	65	66	61	47	51	52

## ・騒音測定(鳥飼工場:準工業地域)

\*2012年度以降は、工場内外の環境変化があったのみ場合測定をおこなう。

	鳥飼工場		
	09(H21)年度	10(H22)年度	11(H23)年度
朝(6:00~8:00) 判定基準: 60dB以下	52	58	54
昼(8:00~18:00) 判定基準: 65dB以下	66	59	55
夕(18:00~21:00) 判定基準: 60dB以下	65	57	54
夜(21:00~6:00) 判定基準: 55dB以下	53	52	57